

JGAP 審査員登録の細則

第 1.4 版



発行日：2025年4月25日

運用開始日：2025年4月25日

目次

ページ

目的	1
1 適用範囲	1
2 基本要件	1
3 JGAP農産 登録要件	1
4 JGAP 畜産 登録要件	2
5 登録の継続要件	3
6 再登録の要件	4
7 登録申請および継続申請	4
8 有効期限	5
9 資格の表現	5
10 登録料	5
11 登録の取消し	5
12 審査員カード	5
13 +SA審査	6
改定履歴	7

目的

本細則は、JGAP 認証プログラムの認証活動を行う「審査員」に対する要求事項を定め、要件を満たす「審査員」を登録することを目的とする。

1 適用範囲

本細則は、以下の者に適用される。

なお、本細則で「審査員」という場合、以下の者すべてが該当する。

- (1) 審査員補
- (2) 審査員
- (3) 上級審査員

2 基本要件

一般財団法人日本 GAP 協会（以下、「協会」という）に登録を希望する「審査員」は、以下の要件を満たさなければならない。

- (1) 登録要件および継続要件を満たしている。
- (2) 農場・団体に対して誠実な審査を行う。
- (3) JGAP 認証プログラムに関する文書および契約認証機関との契約に基づき活動する。
- (4) JGAP 認証プログラムに関する最新の情報を入手し、審査の知識向上に努め、研鑽を積む。
- (5) 契約した認証機関の依頼に基づき認証活動を行う。
- (6) 協会に登録料を支払う。
- (7) 独立性、公平性に抵触する審査を担当してはならない（『総合規則』10.9 参照）。
- (8) 審査を担当した農場・団体の機密情報の取扱いに注意し、守秘義務を守る。

3 JGAP 農産 登録要件

3.1 審査員補

JGAP 農産の審査員補は、以下の要件を満たさなければならない。

- (1) 以下のいずれかの実務経験または資格
 - (a) 農業の経験 3 年以上
 - (b) 営農指導員の経験 3 年以上
 - (c) JGAP 指導の経験 3 認証農場以上
 - (d) 技術士（農業分野）
 - (e) 普及指導員
 - (f) 日本農業技術検定（全国農業会議所）2 級以上 合格（ただし、選択科目は作物、野菜、果樹、食品に限る）
 - (g) 技術士補（農業分野）
 - (h) 農業大学校または農業系の学校出身者で農業実習の経験のある者
 - (i) 上記(a)から(h)と同等の実務経験または資格
- (2) 協会承認 JGAP 指導員基礎研修（農産） 合格

- (3) 協会承認 JGAP 審査員研修(農産) 合格

3.2 審査員

JGAP 農産の審査員は、審査員補の登録要件に加え、以下の要件を満たさなければならない。

- (1) 協会承認 JGAP 団体認証研修(農産) 合格
- (2) JGAP 農産/ASIAGAP*の個別認証における農場審査および団体認証における構成農場審査 3 件以上の立会評価を受け、審査内容が良好と認められること。この審査は、登録が完了するまで立会評価者が審査責任者とならなければならない。立会評価者は、審査員と同等の力量があると認められた者が実施し、評価記録を残さなければならない。

3.3 上級審査員

JGAP 農産の上級審査員は、審査員の登録要件に加え、以下の要件を満たさなければならない。

- (1) 以下のいずれかの研修コースの合格
 - (a) IRCA 認定/JRCA 承認のマネジメントシステム審査員研修コース
 - (b) 協会の認めるマネジメントシステム審査員研修コース
- (2) JGAP 農産/ASIAGAP*¹ の農場(サイト) 審査の経験 15 件以上
- (3) JGAP 農産の団体事務局審査 2 件以上の立会評価を受け、審査内容が良好と認められること。この審査は、登録が完了するまで立会評価者が審査責任者とならなければならない。立会評価は、上級審査員または協会が上級審査員と同等の力量があると認めた者が実施し、評価記録を残されなければならない。

*1:3.2(2)および 3.3(2)の ASIAGAP 審査は、登録セクターに限り認められる。

3.4 ASIAGAP 審査員による JGAP 審査

ASIAGAP 審査員は JGAP 審査員の登録要件を満たすものとする。(例:ASIAGAP 上級審査員は JGAP 上級審査員が担当できる審査が可能)

4. JGAP 畜産 登録要件

4.1 審査員補

JGAP 畜産の審査員補は、以下の要件を満たさなければならない。

- (1) 以下のいずれかの実務経験または資格
 - (a) 畜産業の経験
 - (b) 畜産業の指導実績(例えば畜産関連の行政機関・業界団体・JA・企業等での指導的活動の実績等)
 - (c) JGAP 畜産の指導経験 3 認証農場以上
 - (d) 獣医師
 - (e) 技術士(農業分野)
 - (f) 普及指導員
 - (g) 日本農業技術検定(全国農業会議所)2 級以上(ただし、選択科目は畜産に限る)
- (2) 協会承認 JGAP 指導員基礎研修(畜産) 合格
- (3) 協会承認 JGAP 審査員研修(畜産) 合格

4.2 審査員

JGAP 畜産の審査員は、審査員補の登録要件に加え、以下の要件を満たさなければならない。

- (1) 協会承認 JGAP 団体認証研修(畜産) 合格
- (2) JGAP 畜産の農場(サイト) 審査 3 件以上の立会評価を受け、審査内容が良好と認められること。この審査は、登録が完了するまで立会評価者が審査責任者とならなければならない。立会評価者は、審査員と同等の力量があると認められた者が実施し、評価記録を残さなければならない。

4.3 上級審査員

JGAP 畜産の上級審査員は、審査員の登録要件に加え、以下の要件を満たさなければならない。

- (1) 以下のいずれかの研修コースの合格
 - (a) IRCA 認定/JRCA 承認のマネジメントシステム審査員研修コース
 - (b) 協会の認めるマネジメントシステム審査員研修コース
- (2) JGAP 畜産の農場(サイト) 審査の経験 15 件以上
- (3) JGAP 畜産の団体事務局審査 2 件以上の立会評価を受け、審査内容が良好と認められること。この審査は、登録が完了するまで立会評価者が審査責任者とならなければならない。立会評価は、上級審査員または協会が上級審査員と同等の力量があると認めた者が実施し、評価記録を残されなければならない。

5 登録の継続要件

以下を証明できる書類を協会に提出する。

継続要件を満たせない場合、その登録について協会の指導にしたがう。

5.1 審査員補

- (1) 協会が指定する研修の年 1 回以上の受講

5.2 審査員

- (1) 認証機関が開催する JGAP 審査員向け研修への年 1 回以上の参加
- (2) 1 年間の審査実績が、農場(サイト) 審査 3 件以上*2
- (3) 協会が指定する研修の年 1 回以上の受講

*2:上記(2)を満たせなかった場合、次の①および②を満たさなければならない。

①契約する認証機関による審査立会評価を少なくとも 1 件以上受け、審査員としての力量を認められること。

②認証機関が作成した審査立会の評価記録を、継続申請書とともに提出すること。

5.3 上級審査員

- (1) 認証機関が開催する JGAP 審査員向け研修への年 1 回以上の参加
- (2) 1 年間の審査実績が、農場(サイト) 審査 3 件以上および団体事務局審査 2 件以上*3
- (3) 協会が指定する研修の年 1 回以上の受講

*3:上記(2)を満たせなかった場合、次の①および②を満たさなければならない。

①契約する認証機関による審査立会評価を少なくとも 1 件以上受け、上級審査員としての力量を認められること。

②認証機関が作成した審査立会の評価記録を、継続申請書とともに提出すること。

6 再登録の要件

6.1 審査員補

再登録申請者は次の(1)および(2)を満たすこと。研修は、協会に承認された最新版でなければならない。また、登録分野の研修を受講すること。

- (1) JGAP 指導員基礎研修 合格 または インターネット研修 合格
- (2) 上記(1)を証明できる書類とともに、登録申請書を協会に提出すること

6.2 審査員

再登録申請者は次の(1)から(3)の要件を満たすこと。研修は、協会に承認された最新版でなければならない。また、登録分野の研修を受講すること

- (1) JGAP 指導員基礎研修 合格 または インターネット研修 合格
- (2) 少なくとも1件以上の農場審査立会評価を受け認証機関が審査員としての力量を認めること^{*4}
^{*4}:立会評価時の審査の責任者は立会評価をする審査員であること。被評価者(再登録申請者)は、当該審査の責任者になることはできない。
- (3) 上記(1)から(2)を証明できる書類とともに、登録申請書を協会に提出すること

6.3 上級審査員

再登録申請者は次の(1)から(4)の要件を満たすこと。研修は、協会に承認された最新版でなければならない。また、登録分野の研修を受講すること。

- (1) 団体認証研修 合格
- (2) JGAP 指導員基礎研修 合格 または インターネット研修 合格
- (3) 少なくとも1件以上の農場審査および団体事務局審査の立会評価を受け、認証機関が上級審査員としての力量を認めること^{*5}
^{*5}:立会評価時の審査の責任者は立会評価をする審査員であること。被評価者(再登録申請者)は、当該審査の責任者になることはできない。
- (4) 上記(1)から(3)を証明できる書類とともに、登録申請書を協会に提出すること

6.4 再登録時の注意点

- (1) 再登録時の審査員番号は、資格失効前の番号を使用する。

7 登録申請および継続申請

7.1 審査員補の登録申請

申請者は、申請書および審査員補登録要件(本規則 3.1 または 4.1)を満たすことを証明できる書類を協会に提出する。

7.2 審査員の登録申請

申請者は、契約する認証機関に審査員登録要件を満たしていることの確認を受けた上で、協会に申請書および登録要件を証明できる書類を協会に提出する。

7.3 上級審査員の登録申請

申請者は、契約する認証機関に上級審査員登録要件を満たしていることの確認を受けた上で、協会

に申請書および登録要件を証明できる書類を協会に提出する。

7.4 継続申請

「審査員」は、継続の申請書および継続要件を満たすことを証明できる書類を協会に提出する。

8 有効期限

- (1) 初回の有効期限は登録した月の末日から起算して1年後とする。
- (2) 更新後の有効期限は、元の有効期限から1年後とする。
- (3) 再登録時の有効期限は、再登録日から1年とする。
- (4) ASIAGAP 審査員の JGAP 審査員有効期限は ASIAGAP 審査員有効期限と同一とする。

9 資格の表現

「審査員」は、その資格を名刺等に表現することができる。原則として、表現方法は下記の通りとする。

(1) 農産

上級審査員 登録番号 XXXX-a
審査員 登録番号 XXXX-i
審査員補 登録番号 XXXXX-p

(2) 畜産

上級審査員 登録番号 LXXXX-a
審査員 登録番号 LXXXX-i
審査員補 登録番号 LXXXXX-p

(3) 認証プログラムロゴマーク

「審査員」は認証プログラムロゴマークを使用できる。
使用方法は「JGAP ロゴマーク使用の細則」に従うことを原則とする。

10 登録料

「審査員」の登録料は、事業料金表に基づく。

11 登録の取消し

下記の場合、「審査員」は登録を取り消される。取消しの判断は協会が行う。

- (1) 有効期限を過ぎた場合
- (2) 登録料を支払わない場合
- (3) 審査を担当した農場・団体との不適切な関係が原因で、審査結果が信用できないと日本 GAP 協会が判断した場合。あるいは、不適切な関係が発覚した場合
- (4) JGAP および協会の信用を傷つけた場合

12 審査員カード

「審査員」は、審査時に協会が発行した審査員カードを携帯する。

「審査員」は、協会より「JGAP 上級審査員カード」「JGAP 審査員カード」「JGAP 審査員補カード」が発行される。本カードは「審査員」の資格を表すものとして使用し、他の目的には使用しない。また、複製、譲渡、提供、転貸、または代理使用してはならない。ASIAGAP 審査員登録は JGAP 審査員の登録要件を満たすため、「ASIAGAP 上級審査員カード」「ASIAGAP 審査員カード」「ASIAGAP 審査員補カード」はそれぞれ「JGAP 上級審査員カード」「JGAP 審査員カード」「JGAP 審査員補カード」を包含している。「ASIAGAP 上級審査員カード」「ASIAGAP 審査員カード」「ASIAGAP 審査員補カード」を発行している場合、「JGAP 上級審査員カード」「JGAP 審査員カード」「JGAP 審査員補カード」は発行しない。

ただし、JGAP 審査員の登録セクターが ASIAGAP 審査員の登録セクターの範囲を超える場合は、JGAP 審査員カードを発行する。(例:ASIAGAP 審査員登録が BI・BIII の場合、JGAP 穀物の審査のため JGAP 審査員カードが発行される)

13 +SA 審査

協会が開催する審査員向け+SA オンライン研修を受講し、受講証明書を発行された JGAP 審査員/JGAP 上級審査員は+SA 審査を担当できる。+SA の審査員カードの発行はなく、JGAP 審査員カードと+SA オンライン研修の受講証明書のセットで+SA 審査員の資格証明となる。

+SA 審査員は名刺等に+SA ロゴマークを使用できる。使用方法は「+SA ロゴマーク使用の細則」に従うことを原則とする。

改定履歴

版数	改定日	改定内容
第1版	2023年1月4日	初版発行
第1.1版	2023年5月11日	・3.4を追加
第1.2版	2023年11月21日	・5.2, 5.3に注記を追加、6, 8(3)(4)、9(3)を追加、7、12を修正
第1.2版改訂	2023年12月6日	改定履歴の改定内容の誤植を修正
第1.3版	2024年9月6日	3.3(1)、4.3(1)、5.1(1)、5.2(3)、5.3(3)、9修正、13追加
第1.4版	2025年4月24日	3.1(1)(f)、4.1(1)(g)修正



一般財団法人 日本 GAP 協会
東京都千代田区紀尾井町 3-29
日本農業研究所ビル 4 階
URL: <https://jgap.jp>